### 論文

# 日曹天塩炭鉱史料から判明した朝鮮人戦時労働者の真実(2) 一 強制労働説を否定する一次史料群

長谷 亮介 (歷史認識問題研究会研究員)

### 1、はじめに

筆者は日曹天塩炭鉱で働いていた朝鮮人の個別賃金表を、2022年に北海道博物館で発 見し、『歴史認識問題研究』第13号に論文として発表した。個別賃金表は従来の朝鮮人強 制労働説を明確に否定する内容であった。左派からの反論は未だ見当たらないが、予想 されるものとして「賃金は十分な額を受け取っていたかもしれないが、朝鮮人は日本人よ りも過酷な労働を強いられており、実態は奴隷同然であった」が考えられる。

そこで、2023年末に北海道博物館に再訪し、日曹天塩炭鉱で働いていた朝鮮人の労働 状況を記している史料を探索したところ、複数点発見することができた。そこでも強制労 働説を否定する内容が記されていたので発表したい。

# 2、『在日朝鮮人史研究』でも日曹の賃金表が紹介される

本題に入る前に、朝鮮人強制連行・強制労働を主張する学術団体からも上記の日曹天 塩炭鉱の朝鮮人個別賃金表が発表されたので、そのことに触れたい。2023年10月30日 に在日朝鮮人運動史研究会から『在日朝鮮人史研究』第53号が発刊され、その中に日曹の 賃金表が「資料紹介」として掲載された。筆者は長澤秀であり、1996年に『戦時下強制連 行極秘資料集Ⅰ』(緑蔭書房)で行政文書や日曹天塩などの鉱業所関係資料を編集・解説 した人物である。資料集発行から約30年後に同炭鉱の個別賃金表を取りあげた理由は何 だったのであろうか。執筆動機が記されていないため不明である。

長澤は『在日朝鮮人史研究』第53号で、1945年6月分の朝鮮人個別賃金表(75名分)を 写真で掲載した。そして、当月の会社操業日数26日間に対して朝鮮人の出勤率が90%と いう高率であったことに着目し、「中には二十九日、三十日という常識では考えられない 様な例も散見される (<sup>注1)</sup>と指摘している。 最終的に長澤は、 同賃金表は戦争末期におけ る被徴用朝鮮人鉱夫に対する日本帝国主義の切羽詰まった石炭増産と増送強要の一端が 窺える史料だと主張する。

筆者が朝鮮人労働者75名の出勤日数を調べると、会社操業日数と同じである26日間労 働した朝鮮人は36名であった。長澤が指摘した超過出勤 (27日間以上の出勤) した者は 4名しかおらず、対して25日間以下は35名である。朝鮮人労働者の約半数が会社操業日 数よりも少ない出勤日数であったことを踏まえれば、長澤の「石炭増産と増送強要」説は 明らかにおかしい。表1を参照すれば一目瞭然であると思う。長澤の言及は出勤日数のみ

であり、賃金額や賞与に関する考察などは記されていなかった。

| 表1 日 | 3曹天塩炭鉱朝鮮丿 | ∖労働者75名の出勤日数内訳(1945年6月分) |
|------|-----------|--------------------------|
|------|-----------|--------------------------|

| 30日間 | 2人  |
|------|-----|
| 29日間 | 1人  |
| 28日間 | 1人  |
| 27日間 | 0人  |
| 26日間 | 36人 |

| 25日間 | 9人 |
|------|----|
| 24日間 | 9人 |
| 23日間 | 1人 |
| 22日間 | 2人 |
| 21日間 | 1人 |

| 20日間 | 6人 |
|------|----|
| 19日間 | 1人 |
| 18日間 | 0人 |

18日間未満 6人

# 3、日曹天塩炭鉱に関する先行研究

日曹天塩炭鉱に関しては、朝鮮人の強制連行や強制労働を裏付ける文書は見つからな いどころか、否定する史料が多数存在する。しかし、先行研究では強制連行・強制労働 であったと考察する論文しかない。例として、長澤秀「日曹天塩炭鉱と朝鮮人強制連行」 (『在日朝鮮人史研究』第24号、1994年) や守屋敬彦 「アジア太平洋戦争下日曹天塩鉱業 所朝鮮人寮第一・第二尚和寮の食糧事情」(『在日朝鮮人史研究』第36号、2006年)を挙 げることができる。

さらに、日曹天塩炭鉱を有する豊富町から発行された『豊富町史』(1986年)でも「初め 朝鮮人募集は困難性があったが、あとになって強制連行が行われた |<sup>鼬2)</sup>と記載されてい る。豊富町の編纂委員会は何を根拠にしたのであろうか。町史の617頁に北海道開拓記 念館 (現在の北海道博物館) から1973年に発行された 『明治初期における炭鉱の開発 1 日曹炭鉱における生活と歴史』(以後、『炭鉱の開発1』)を参考にしたことが明記されてい る。同書には「炭鉱労働者と労働運動」という章が設けられており、そこに朝鮮人労働者 の「連行」と書かれている(註3)。該当の章を執筆した人物は桑原真人である。

桑原は昭和14年(1939年) 時点で日本政府は朝鮮人を炭鉱などの重要産業へ強制連行 することを決定したと断言している<sup>(註4)</sup>。しかし註釈を見ると、根拠は朴慶植の『朝鮮人 強制連行の記録』(1965年)を引用しているに過ぎず、具体的な資料を提示していない。 引用された朴の書籍を確認しても、強制連行の証拠は一切提示されていない。1939年に 朝鮮半島で労働者の募集が行われたことを朴が一方的に「集団連行」と断じ、日本が非人 道的な強制連行を行ったかのように騙っているに過ぎない<sup>(註5)</sup>。

その他、桑原は日曹天塩鉱業所が強制連行を実施した証拠として、当時の労務課員で あった矢賀部十蔵の書簡(昭和17年)を引用している。矢賀部の10月9日の書簡では、朝 鮮人が思うように集まらないので郡庁を動かして「徴用令式に引張出す様手段を依頼致す かと思料致し居候」と書かれているので、桑原はこれが「募集」が「強制連行」であった証 拠だとしている<sup>(註0)</sup>。しかし、この点は長澤秀も指摘している<sup>(注7)</sup>が、あくまで矢賀部が書 簡の中で自身の考えを吐露しているに過ぎないので、日曹天塩が会社として朝鮮人を徴 用した証拠にはなり得ない。根本的なことを言えば、当時日本領であった朝鮮半島で徴 用を行うことは強制連行ではなく、戦時法規に基づいた合法的な政策である。朴慶植の 前掲書が原因で、徴用が道端にいる人間を無理やり攫って、暴力的に日本へ連行したと

いう誤ったイメージが当時の研究者に定着してしまった。

誤ったイメージの弊害は次の桑原の考察に現れている。朝鮮人は「募集」という形態の 連行によって成立した一種の強制労働力であったため、日本人との間に民族問題が絡み 合ったと桑原は指摘している。就業中に雷管が炸裂して朝鮮人2名が負傷する事故が 1940年9月7日に起こったが、原因を日本人発破係の不注意と誤信した朝鮮人労働者数十 人が該当日本人を殴打暴行する事件が発生した。桑原はこの事件を取りあげて、きっか けは誤信とされているが、それだけでは朝鮮人が結集した事実を説明できない。単なる 発破係の不注意すらも日本人と朝鮮人との対立の発火点となるような一触即発の情勢が 形成されていたことに注目すべきであると指摘する<sup>(註8)</sup>。

桑原のこの主張はまさに 「連行」というイメージに基づいた推測であり、学術的な考察 とは言い難い。些細な出来事でも朝鮮人労働者が職場で集団行動を起こす現象は、当時 の日本各地で確認できる。日本の鉱業界はこれを朝鮮人が持つ付和電同性として注目し、 頭を悩ませていた。この点は拙稿「戦時朝鮮人労働者の労働現場の実態を考察する」(所 収:『歴史認識問題研究』第5号) で詳述している。いずれにせよ、桑原が指摘した内容だ けで日本人と朝鮮人が一触即発の緊張状態にあった、と考えるには根拠薄弱である。

# 4、契約証が強制労働の証拠?

1996年に桑原は北海道大学で博士論文「戦前期北海道の会社経済史的研究」を書き上げ、 日曹天塩炭鉱の朝鮮人労働者に関する記述を加筆した。しかし、ここでも桑原の主張す る強制連行・強制労働は説得力に乏しく、中には奴隷的労働を否定する史料を堂々と掲 載している。桑原博論の305頁に「図20 朝鮮人労働者の契約證」と題名を付けた一次史 料の写真が確認できる。これは1942年9月に朝鮮人労働者 (岩城封万) から日曹天塩の藤 田所長に対して、契約履行を求めた契約証である。

2年間の労働契約が終了した岩城は再契約を結び、会社から一時帰郷のための往復旅 費82円と賞与50円を受け取った。その後、岩城は再契約後に家族の死亡や危篤の際は一 時帰郷や契約解除を認めることを確約させるために会社側へ契約証の作成を求めたこと が、一次史料から読み取れる。契約証には続きがあり、「その他のやむを得ぬ事情」が発 生して1ヶ年以内に契約を解除することになった際は、支給された旅費の片道分を頂戴 して他は会社に返納することも記されている<sup>(註9)</sup>。

該当の契約証は、長澤秀の『戦時下強制連行極秘資料集Ⅰ』にも収録されているので確 認することができる。写真1を見ると、契約証は日本語とハングルで書かれていることが 分かる。労働者側から鉱業所の所長に契約を結ばせている時点で、強制労働説は崩壊し ている。筆者が考える奴隷労働者とは、労働者側の意思は完全に無視されて会社側だけ が有利な契約を強制的に結ばされる存在である。契約証に対する桑原の考察は記されて いないが、少なくとも強制労働を主張する論文で掲載するには些か問題があると思う。 読者としては、写真の契約証も強制労働の証拠という誤った認識を持ってしまうのでは ないだろうか<sup>(註10)</sup>。

#### 題成門賞は於 雇工 學學學 一十二年以 儀列 此是爱干 成三 和郊 ורית -00 七刻 仕七 ラは 内山= 四 3 % 年电 五至 型學教 况对 公县 羊虾 十七年在王 九开 约時 村智里 四别万分时 就到 也計明往 七里頂此 福县 罗是 本对 建中 就科 再对 月五五十 部水假站 型州 其 一時間 子孙 十個 約時 127El. 全力止山与 お本規が 処対 翻死外 **逐业改正** 放外 松 鲜 亡时 真 量 時刊 纳站 老刊 末電 面新舞 スない人 又华人 ハゼ 科科 花 契 第一次 テ州 支列 聖古也明度 不完死 2 新 新 拾 如此 柳 翩 野 카음 = 01 草を支付戴の 貴利 满叶年 华 給 圓孔 下时 降五朝亚 社外 可計 相計 外外 気か 許計 鮮化 19

(長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集 I 』、257頁より引用)

写真1 朝鮮人労働者と日曹天塩鉱業所所長の契約証(1942年)

しかし、なぜ朝鮮人労働者である岩城はこのような提案を持ち掛けたのであろうか。こ の背景には、前年の1941年に発生した、家族危篤による一時帰郷者全員が会社に帰らな かった事件が関係していると思われる。募集に応じて炭鉱に来た朝鮮人労働者6名は、 家族の病気あるいは危篤の知らせを受けて一時的に朝鮮半島へ帰った。この場合、会社 側は「一時帰鮮証明書」を作成して労働者に持たせて帰郷させねばならない。日曹天塩は 用紙切れによって証明書が発行できなかった際は後日郵送という対応を取り、証明書な しで帰郷させたこともあった。労働者とその家族を慮ったのであろう。だが、会社側の配 慮は裏切られることとなる。家族を看病する期間を設けて、期日になれば会社へ戻る約 束であったはずが、誰一人として帰ってこなかったのである。

日曹天塩鉱業所は1941年2月20日に慶山警察署長へ書簡を送っている。連絡の取れな い帰郷済み労働者が「一時帰鮮証明書 | を悪用するのではないかと憂慮しながらも、帰郷 中の労働者3名に証明書を渡して欲しいという依頼が記されている。また、家族の看護 が済み次第、速やかに帰社して国のために働くことを慶山警察の方から「懇論」して欲し い、とも書かれている。懇諭とは、親切に言ってきかせることを意味する言葉である。そ うすれば、労働者たちは一層奮起してくれるはずだと日曹天塩鉱業所は記している<sup>(註11)</sup>。 家族の看護が終了したら強引でも帰社させる依頼ではないところが興味深い。この時点 まで、会社側はあくまでも労働者たちの自主性を重んじて、信じて待っていたことが窺え る。

しかし、最終的に一人も帰社しなかったことで日曹天塩鉱業所は再度、慶山警察署長 に書簡を送る。作成年月が不明であるが、書簡では会社側からの照会に何ら返信がない ことが明かされている。これは恐らく、労働者の家族からも返信が来ないことも指してい ると思われる。このような状況になってくると、労働者が朝鮮半島に帰っていること自体

も疑わしいと鉱業所は記している。予め家族と打ち合わせて口実をつくり、家族の危篤 ならば容易に帰郷できると考えていたのではないか、と推測している。なお、この時点に おいても会社は新たに3名を一時帰郷させている。理由は「妻危篤」、「母病気危篤」、「母 危篤」である<sup>(註12)</sup>。確かにこれほど立て続けに家族危篤の連絡が来れば、鉱業所も怪しま ざるを得ないであろう。このような事情から、朝鮮人労働者の岩城は契約証の作成を考 え、自分は会社を騙す意思はなく、辞める際は支給金の一部も返済するので家族危篤の 際は一時帰郷や契約解除を認めて欲しい、と会社側に訴えたのではないだろうか。

# 5、朝鮮人は傷病補償を受けていた

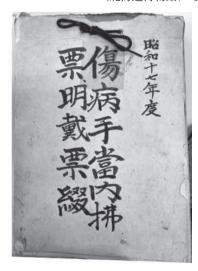
本節から筆者が北海道博物館で発見した一次史料を紹介していきたい。これらの史料 には、先行研究で存在は確認されていても十分な史料解説が行われなかったものも含ま れている<sup>[註13]</sup>。まず、朝鮮人労働者に対する補償に関して考察していきたい。先行研究で は、朝鮮人は1944年に徴用が開始されるまで各種補償から除外されており、日本人と差 別されていたと主張している<sup>(注14)</sup>が、今回発見した日曹天塩炭鉱の一次史料はその説を明 確に否定している。

日曹天塩鉱業所が作成した『傷病手当金支給簿』(1942年~1944年)には労働者が治療 を受けた期間と会社が支給した金額が個別に記載されているのだが、日本人だけでなく 朝鮮人の記載も散見される。当時の担当係員の押印もされており、朝鮮人労働者の中に は「内払金」という保険の一種が適用されていた。このことから、朝鮮人労働者も保険に 加入できていたことが証明された。例えば、李且鳳という人物は1942年7月28日から8月 17日までの治療期間で会社側から25円20銭支給され、内払金が20円出たので、最終的 に会社側が支給した金額が5円20銭であったことが記されている。治療費の総額は分から ないが、会社と保険会社の双方から補償金を受けていたことは明らかである。

写真2 『傷病手当金支給簿』と『傷病手当内払票明載票綴』の表紙

(北海道博物館にて筆者が撮影)





さらに、『傷病手当内払票明載票綴』には先の内払金の詳細な内容も記されている。該 当史料には1942年度の対象者のみであるが、その中にも先に紹介した李目鳳や尹(ユン) という明らかに朝鮮半島出身者の名前が確認できた。内払金がいつ・いくら支払われて いたかを記録しており、ここでも朝鮮人労働者にも保険金が支払われていたことが証明 できる。

2005年に岩波書店から発行された『朝鮮人戦時労働動員』では、樋口雄一が朝鮮人に も傷病手当金は出されていたが、朝鮮人の手当金支給日数が平均9.6日間に対して日本人 は14.3日間であったことから日朝間で医療格差が存在し、朝鮮人は日本人並みの治療を 受けられずに職場に帰されていたと主張している<sup>(註15)</sup>。樋口の主張を証明するには、日本 人と朝鮮人それぞれの傷病内容を確認する必要がある。例えば、朝鮮人の方が軽傷であっ た場合は治療日数が少なくて済む。手当金は治療費に対して支給されるものであるので、 怪我や病気の程度によって支給額は変化したであろう。樋口説はその考察が不十分なの で片手落ちと言わざるを得ない。今回発見した日曹の傷病手当史料には傷病内容に関す る情報が無かったため、今後の研究が期待される。

手掛かりの一つとして、日曹天塩炭鉱関連史料には『業務上負傷報告書控』が残ってい る。ここには1943年から1950年までの負傷者の名前の他、負傷原因と負傷簡所が記され ている。報告書の控えであるため、負傷者全員を網羅しているかは不明であるが、確認 できる範囲では朝鮮人労働者の名前も多く載っている。その中には明らかに他の者と比 較しても軽傷と言えるような怪我も散見される。例えば、1944年2月23日に転倒して左 胸部を負傷したとされている朝鮮人労働者は、翌日の24日には治療が終了している。ま た、同年2月26日に坑木に挟まって左薬指を負傷した者は、その日のうちに治療が終了し ている。このようなことから、軽い怪我でも「負傷」 扱いされていたことが窺える。 先ほ どの事例は極端ではあるが、軽傷ほど手当金の支給日数は少なかったであろう。勿論、 落盤や転落などで大腿部や関節を負傷して大事に至ったと思われる者も確認できる。し かし、そのような者は2週間から1ヶ月間かけて治療を受けており、日本人とのあからさ まな差別は確認できない。日曹の負傷報告を読む限り、大怪我と思われる者や30代後半 以上の労働者ほど治療期間が長い傾向にあると思われる。以上のことから、手当金の支 給日数の違いは治療日数の違いであり、民族差別ではなく傷病の度合いや年齢によって 差異が生じたと考えた方が妥当ではないだろうか。

# 6、朝鮮人労働者の表彰と慰労

『監督局往復文書綴』では、朝鮮人労働者が働きを評価されて表彰されたことを示す文 書が残っていた。札幌鉱山監督局と石炭統制会札幌支部の共催で、優良な朝鮮人労務者 を慰労激励する大会を開催する旨を伝える書簡が、1944年4月26日に札幌鉱山監督局長 から各鉱業所へ発送された。5月11日に札幌市の三井倶楽部庭園で開き、札幌神社参拝 の後に感謝状の授与と感謝慰問品の贈呈、昼食を挟んで演芸大会を催して解散というス ケジュールの説明が記されている。夕張炭鉱などの45か所の炭鉱から最低1名の朝鮮人 代表者を選出しており、日曹天塩からは2名が出席することになっており、参加者は総勢 216名という大きな激励会となっている。これほど大規模な激励会が開催され、感謝状や 慰問品が渡される朝鮮人労働者は、果たして奴隷労働者と言えるのであろうか。

さらに、日曹天塩鉱業所では上記の激励会以前に、別の表彰式を行っていたようであ る。1944年4月14日に札幌鉱山局長から日曹天塩炭鉱代理人へ「昭和十八年度挙国石炭 確保期間後期に於ける優良現場職員及労務者並勤労報国隊表彰要綱」が送られている。 この表彰式では中央表彰と地方表彰に分かれており、前者は厚生大臣から表彰状、大日 本産業報国会会長と石炭統制会会長から記念品が授与される。後者の場合は、札幌鉱山 監督局長から表彰状、大日本産業報国会札幌地方鉱山部長と石炭統制会札幌支部長から 記念品が授与されることになっている。史料には、この時に選出されたであろう労働者3 名の調書が残っているが、そのうちの一人が朝鮮人採炭夫の江華學文であることが確認 できた。日本人勤労報国隊の山根善一が中央表彰であることは調書から判明するが、江 華ともう一人の日本人採炭夫である垣内安太郎は不明である。両名は関採炭部隊に属し ており、垣内が内申順位が一番、江華が二番となっているのだが、勤続期間を見ると前 者は6年6ヶ月に対して、後者は1年4ヶ月である。このことから朝鮮人採炭夫である江華 が如何に優秀であったかが窺える。調書では江華の勤務熊度も記されており、「半島労務 者中特ニ実直ニ勤務シ他ノ模範ニ足ル | や「採炭拂現場ニ於ケル技術優秀ナリ」、「(炭鉱 労働の) 経験ハアリタルモ入坑以来熱心ニ技術ノ修得ニ努メタリ」と褒め称えている。 鉱 業所側が日本人と朝鮮人を差別せず、公平な観点を持っていたことを現す史料ではない だろうか。これまでの先行研究では言及されてこなかった側面を、新史料によって浮き 彫りにすることができたと思う。

他にも、『石炭統制組合往復文書』では石炭統制会北海支部が幌内、赤間、茂尻、日曹 天塩、空知、万字、夕張各炭鉱へ送付した「忠清南道出身産業戦士慰問激励に関する件」 (1944年9月9日付) も発見した。忠清南道出身者の就業場に巡回慰問激励として演芸団 を派遣することを通知する内容であり、1回の演技時間が2時間、一日2回から3回開催、 所要経費は朝鮮労務協会忠清南道支部が負担することが書かれている。日曹天塩炭鉱関 連史料だけでも、朝鮮人労働者のために劇団を呼んで慰労会を催したことを示す文書が 複数確認された。こうした点を踏まえても、朝鮮人が奴隷労働者であったという説には 疑問を抱かざるを得ない。

# 7、朝鮮人労働者の労働状況

朝鮮人が奴隷労働者であったとする説で特に取りあげられる事柄は、怪我や病気をし ても休ませてもらえなかったという主張である。こうした内容は証言などで語られてお り、研究者も十分な検証を行わずに採用している。『朝鮮人戦時労働動員』(岩波書店、 2005年)では、林えいだいの『消された朝鮮人強制連行の記録』(1989年)に収録された 日本人と韓国人の証言を紹介している。日本人の元警察や元労務係からは、どんなに朝 鮮人が疲労していても暴力を用いて強制的に坑内に追いやって絶対に休ませなかった、 盲腸の疑いがあっても仕事を休ませなかった、などと朝鮮人の人権を無視して酷使させ たという話が出ている。韓国人元労働者からは、仕事を一日でも休もうとしたら殴られた ことが話されている<sup>(註16)</sup>。

このような戦後の証言が収録された書籍が日本国内で流通し、それを題材にしたテレ

ビドラマも放送された。1991年8月7日に日本テレビから「愛と哀しみのサハリン」が放送され、戦時中の朝鮮人が日本人によって強制連行されて奴隷的労働を強いられたことが真実であるかのように全国に広まった。このドラマでは世界遺産に登録された端島(通称:軍艦島)を登場させており、酷使した朝鮮人が死んだら海に投げ捨てる描写がある。無論、このようなことはフィクションであり、学術的にも証明されていない。この頃から軍艦島は地獄島だったというプロパガンダが形成されていたのである。

また、1992年に帚木蓬生(ははきぎほうせい)の小説『三たびの海峡』(新潮社)が同年の吉川英治文学新人賞を受賞し、1995年には文庫版が出版され、映画化もされた。この作品でも朝鮮人が炭鉱の過酷な強制労働をさせられていたことが描かれている。その他にも貧しい食事、日常的な虐待、病になっても休むことも許されないことが含まれている。

歴史学で証言を取り扱う際には検証が必要である。しかし、日本の歴史学界は朝鮮人強制連行や慰安婦問題に関しては、十分な検証を疎かにしてきた。特に問題な点は、日本全国で強制連行や強制労働が行われていたかのように考察していることである。全ての炭鉱や工場を調査していないにもかかわらず、日本政府が主導して日本全国で反人道的行為を行ったかのような結論を出している。また、調査しても杜撰な研究となってしまい、強制連行や強制労働を立証できないばかりか否定している史料さえも用いて「強制連行と強制労働が行われていた」と嘯いている。冒頭で説明した、日曹天塩炭鉱に関する先行研究は正にこのケースにあてはまるだろう。

今回発見した日曹天塩炭鉱の新史料には、上記の証言を否定する内容が記されていた。 まず、坑内における朝鮮人労働者の様子を記した史料を紹介したい。1944年に作成され た『捜検日報』には、坑内の電灯交換者氏名、事故が発生した時の所感、途中出入坑者の

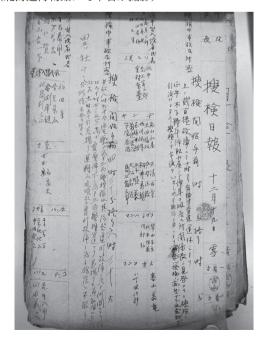


写真3 『捜検日報』1944年12月19日の報告書

(北海道博物館にて筆者が撮影)

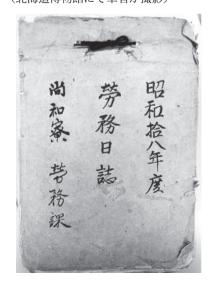
氏名を記入する欄が午前と午後に分かれている。ここには、些細な理由によって坑内か ら出ていった朝鮮人労働者が毎日のように記載されているのである。

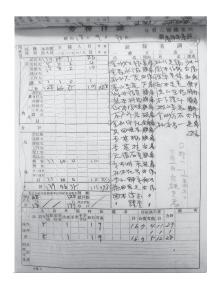
例えば、11月25日の午後8時25分に趙山憲行が腹痛のため出坑を許可されたことが明 記されている。他にも、12月5日12時40分に松村淇采が手首を病み、係員の許可を得て 出坑。12月21日10時10分に松岡目從が病院治療のため出坑。12月23日9時50分に金宮 四珍が作業中右手を負傷したため病院へ。当日11時に松岡且從が病院治療のための出坑 を願い出て許可されるなど、当時の朝鮮人労働者の坑内労働の様子が記されている貴重 な史料である。この一次史料を読む限り、朝鮮人は作業中による怪我は勿論、腹痛を訴 えても出坑の許可が出て、病院にも行けていることが窺える。明らかに、病気や怪我をし ても無理やり働かされたという奴隷労働者のイメージと食い違っている。

他にも、昭和18年度の『労務日誌 尚和寮』、『労務日誌』を発見した。これらの日誌は 日曹天塩の労務課が作成したものであり、1943年1月から12月の期間に欠勤した労働者 の氏名と理由が毎日記載されている。そして、尚和寮は朝鮮人労働者が住んでいた寮で ある。二つの日誌を用いることで、朝鮮人と日本人の比較検証が今回初めて可能となっ た。これまでの先行研究では、朝鮮人と日本人の稼働率を比較し、往々にして朝鮮人の 方が高い稼働率であったことに注目して、これが暴力的な労務管理と結びついた過酷な 労働であったことを示していると主張していた<sup>(註17)</sup>。

しかし、朝鮮人と日本人がどのような理由で欠勤したのかという具体的な研究はこれま で行われてこなかった。強制労働を主張する研究者たちは、朝鮮人の稼働率が日本人よ りも高かったという事実のみに着目して過酷な労働と暴力的労務管理を指摘し、朝鮮人 は休みたくても休ませてもらえなかったと主張しているにすぎない。そこに学術的な考察 は存在しないので、一次史料を用いて検証する必要がある。結論から先に述べると、日 曹天塩の労務日誌から朝鮮人と日本人の欠勤理由を比較すると、朝鮮人の方が「腹痛」や 「疲労」という他愛ない理由で休んでいる者が多い。 「勝手」 (無断欠勤) が理由で仕事を休

写真4 『労務日誌 尚和寮』の表紙(左)と1943年9月30日の報告書(右) (北海道博物館にて筆者が撮影)





んでいるのは朝鮮人だけであり、ここでも従来の強制労働説が怪しいことを物語っている。 今回は9月1日から9月30日までの1ヶ月間を比較した。9月1日時点と9月30日時点での 朝鮮人と日本人の内訳は以下の通りであり、人数の増減はほぼない。若い日本人男性は 徴兵されているためか、日本人労働者の多くは坑外労働である。9月1日時点で第一区で は女性が15名、第二区では28名働いている。

### 1943年9月1日時点

| 朝鮮人              |     |    |    |  |  |
|------------------|-----|----|----|--|--|
| (第一尚和寮)          |     |    |    |  |  |
| 坑内(127名) 坑外(13名) |     |    |    |  |  |
| 採炭夫              | 108 | 雑男 | 13 |  |  |
| 支柱夫              | 5   |    |    |  |  |
| 運搬夫              | 13  |    |    |  |  |
| 雑 夫              | 1   |    |    |  |  |

| 朝鮮人<br>(第二尚和寮)    |    |     |    |  |
|-------------------|----|-----|----|--|
| 坑内 (20名) 坑外 (14名) |    |     |    |  |
| 採炭夫               | 19 | 機械夫 | 2  |  |
| 運搬夫               | 1  | 雑男  | 12 |  |
|                   |    | •   |    |  |

| 日本人               |   |    |    |    |  |
|-------------------|---|----|----|----|--|
| (第一区)             |   |    |    |    |  |
| 坑内 (41名) 坑外 (85名) |   |    |    |    |  |
| 採炭夫 16 選炭婦 3      |   |    |    |    |  |
| 支柱夫               | 5 | 運搬 | 股夫 | 2  |  |
| 運搬夫 8 機械夫 8       |   |    |    |    |  |
| 機械夫               | 夫 | 17 |    |    |  |
| 工作夫               | 2 | 電] | 广夫 | 8  |  |
| 雑 夫               | 1 | 雑  | 男  | 35 |  |
|                   |   | 雑  | 女  | 12 |  |
|                   |   |    |    |    |  |

| _ |       |                   |    |           |    |  |
|---|-------|-------------------|----|-----------|----|--|
|   | 日本人   |                   |    |           |    |  |
|   | (第二区) |                   |    |           |    |  |
|   | 坑内(54 | 坑内 (54名) 坑外 (72名) |    |           |    |  |
|   | 採炭夫   | 17                | 選別 | <b>炭婦</b> | 20 |  |
|   | 支柱夫   | 8                 | 運掘 | 般夫        | 1  |  |
|   | 運搬夫   | 12                | 機材 | 戒夫        | 2  |  |
|   | 機械夫   | 13                | 工作 | 乍夫        | 7  |  |
|   | 工作夫   | 3                 | 電_ | Ľ夫        | 3  |  |
|   | 雑 夫   | 1                 | 雑  | 男         | 31 |  |
|   |       |                   | 雑  | 女         | 8  |  |

#### 1943年9月30日時点

| 朝鮮人<br>(第一尚和寮)   |    |      |    |  |  |
|------------------|----|------|----|--|--|
| 坑内(128名) 坑外(11名) |    |      |    |  |  |
| 採炭夫 110 雑男 11    |    |      |    |  |  |
|                  |    | 不比プラ | 11 |  |  |
| 支柱夫              | 5  |      |    |  |  |
| 運搬夫              | 12 |      |    |  |  |
| 雑夫               | 1  |      |    |  |  |

| 坑内 (19名) 坑外 (15名)   採炭夫 19 機械夫 2   雑男 13 | 朝鮮人<br>(第二尚和寮)    |    |     |    |  |
|--|-------------------|----|-----|----|--|
|  | 坑内 (19名) 坑外 (15名) |    |     |    |  |
| 雑男 13                                    | 採炭夫               | 19 | 機械夫 | 2  |  |
| 1,000                                    |                   |    | 雑男  | 13 |  |

|                   | 日z | 人之  |    |  |
|-------------------|----|-----|----|--|
| (第一区)             |    |     |    |  |
| 坑内 (40名) 坑外 (84名) |    |     |    |  |
| 採炭夫               | 15 | 選炭婦 | 3  |  |
| 支柱夫               | 5  | 運搬夫 | 2  |  |
| 運搬夫               | 8  | 機械夫 | 8  |  |
| 機械夫               | 9  | 工作夫 | 16 |  |
| 工作夫               | 2  | 電工夫 | 7  |  |
| 雑夫                | 1  | 雑男  | 37 |  |
|                   |    | 雑女  | 11 |  |
|                   |    |     |    |  |

|                   | 日本 | 人之  |    |  |  |
|-------------------|----|-----|----|--|--|
| (第二区)             |    |     |    |  |  |
| 坑内 (54名) 坑外 (68名) |    |     |    |  |  |
| 採炭夫 17 選炭婦 19     |    |     |    |  |  |
| 支柱夫               | 8  | 運搬夫 | 1  |  |  |
| 運搬夫 12 機械夫 2      |    |     |    |  |  |
| 機械夫               | 13 | 工作夫 | 6  |  |  |
| 工作夫               | 3  | 電工夫 | 3  |  |  |
| 雑夫                | 1  | 雑男  | 29 |  |  |
|                   |    | 雑女  | 8  |  |  |

次に、朝鮮人と日本人の共通した欠勤理由を表2に示す。単位は人数ではなく件数を 表している。 例えば、 「朝鮮人 (第一) 」 の表中に 「出産 」 の項目があるが、 これは9月24日 に第一尚和寮の李基植が出産を理由に欠勤し、9月30日まで休んでいる(9月25日は公休 日) ことから6件としている。朝鮮人、日本人共に一つの欠勤理由で数日間仕事を休む者 も多いため、本稿では人数ではなく件数でカウントした。

共通の欠勤理由を見ると、朝鮮人と日本人でそれぞれ傾向があることが判る。まず、 朝鮮人の方が公傷によって休む者が多い。第一尚和寮朝鮮人坑内労働者127名、坑外労 働者13名に対して1ヶ月間の公傷による欠勤は205件である。対して、日本人第一区と第 二区の公傷による欠勤は各90件であり、二つを足しても第一尚和寮の朝鮮人公傷者の数 に及ばない。日本人の坑内労働者の人数が少なく、且つ何処で傷を負ったか不明である ため正確ではないが、炭鉱労働の経験が浅い朝鮮人が作業中に怪我をすることが多かっ たことを示しているのではないだろうか。

### 表2 共通の欠勤理由(単位:件)

朝鮮人(第一)

| 17.471.7.4 | V/14 / |
|------------|--------|
| 公傷         | 205    |
| 私傷         | 1      |
| 私病         | 49     |
| 事故         | 0      |
| 風邪         | 4      |
| 他行         | 25     |
| 出産         | 6      |
| 腹痛         | 57     |
|            |        |

朝鮮人(第二)

| 1) 1) 1 1 2 (>13> |    |
|-------------------|----|
| 公傷                | 6  |
| 私傷                | 0  |
| 私病                | 30 |
| 事故                | 42 |
| 風邪                | 4  |
| 他行                | 0  |
| 出産                | 0  |
| 腹痛                | 17 |
|                   |    |

日本人(第一)

| 90  |
|-----|
| 0   |
| 204 |
| 106 |
| 0   |
| 107 |
| 5   |
| 31  |
|     |

日本人(第一)

| - 17 | V 14 / |
|------|--------|
| 公傷   | 90     |
| 私傷   | 1      |
| 私病   | 190    |
| 事故   | 146    |
| 風邪   | 3      |
| 他行   | 147    |
| 出産   | 3      |
| 腹痛   | 23     |
| 出産   | 3      |

また、日本人は「私病」と「事故」そして「他行」によって欠勤する者が朝鮮人よりも多 いということが判明する。私病は炭鉱作業とは無関係の病気を指す。具体的な病名は分 からないが、「風邪」の項目が別途あることを考えると風邪以外だということは推測でき る。日本人第一区(坑内労働者41名、坑外労働者85名)が204件、日本人第二区(坑内労 働者54名、坑外労働者72名)が190件と朝鮮人を圧倒している。2023年10月の歴史認識 問題研究会公開研究会にて『反日種族主義』の共著者である鄭安基は、朝鮮人陸軍特別志 願兵の講演で日本統治下時代の田舎で暮らしていた朝鮮人は不衛生に慣れていたので日 本人よりも病気や細菌に強かったという解説を行ったが、もしかしたら炭鉱でも同じ現象 が起こっていたのかもしれない。

意外な結果として、日本人の方が朝鮮人よりも事故件数が多かったことも明らかとなっ た。これまでの研究では、朝鮮人は危険な職場に配属されて事故が多発していたという 考察が一般的であり、この点を民族差別の証拠と主張していたが、日曹天塩炭鉱では 1943年9月の1ヶ月間で朝鮮人労働者140名中事故は1件も発生していなかったことが判 明した。第二尚和寮の朝鮮人(34名)では事故が42件となっているが、日本人も106件(第 一区)と146件 (第二区) である。日曹天塩炭鉱の日朝事故件数は特殊なケースかもしれ ないが、一部の証言や資料を鵜呑みにして一般的に朝鮮人の事故率が日本人よりも高かっ たと断言することの危うさが分かる。

「他行」という欠勤理由も日本人に多い。日誌の中で語句の説明が無いため断言はでき ないが、「他行(たぎょう)」の言葉の意味は「よそへ出かけること、外出」である。この場 合、二つの可能性が考えられる。一つは農業や林業などを営んでいる実家の手伝いのた めに炭鉱から離れたというケースである。もう一つは、他の炭鉱などの別の職場へ応援 に行ったというケースである<sup>(注18)</sup>。第一尚和寮にのみ「族行」という欠勤理由が12件ある が、日誌から「族行」と「他行」は同じ意味として集計されている。しかし、なぜ第一尚和 寮だけが異なった二つの語句を使用しているのかは分からない。

次にそれぞれの特殊な欠勤理由を表3に示す。朝鮮人、日本人のグループの中で第一 尚和寮の朝鮮人労働者が最も欠勤理由が多彩である。特に多い欠勤理由は「疲労」で77 件確認できる。疲れていても休ませてもらえなかったという朝鮮人労働者像はここで崩れ る。次に多い理由は「腫物」51件、三番目は「勝手」42件である。日誌中に「勝手休」とい う語句もあることから、欠勤理由の「勝手」は無断欠勤を表しているものと考えられる。

### 表3 異なる欠勤理由(単位:件)

朝鮮人(第一)

| 43 1 m.1 |    | (31) |
|----------|----|------|
| 私        | 用  | 29   |
| 腰        | 痛  | 13   |
| 胸        | 痛  | 4    |
| 足        | 痛  | 5    |
| 頭        | 痛  | 25   |
| 歯        | 痛  | 1    |
| 全 身      | 痛  | 1    |
| 指        | 痛  | 2    |
| 耳        | 痛  | 10   |
| 腫        | 物  | 51   |
| 疲        | 労  | 77   |
| 下        | 痢  | 2    |
| 淋        | 病  | 16   |
| ウル       | シ  | 4    |
| 勝        | 手  | 42   |
| 肋        | 膜  | 6    |
| 判読不      | 能  | 6    |
| 帰        | 鮮  | 1    |
| 盗難ノ      | '為 | 1    |
| 皮フ       | 病  | 3    |
| 札幌出      | 張  | 1    |
| 再        | 変  | 2    |
|          |    |      |

朝鮮人(第二)

| 負 傷  | 8 |
|------|---|
| 判読不能 | 2 |
| 出キモノ | 1 |

日本人(第一)

| 不幸手 | 伝 | 4 |
|-----|---|---|
| 疲   | 労 | 5 |
| 慶   | 業 | 3 |
| 判読不 | 能 | 1 |
| 青   | 訓 | 6 |
| 結   | 婚 | 1 |
| 祝   | 儀 | 1 |
| 忌   | 中 | 6 |
| 葬   | 儀 | 2 |
| 妻   | 病 | 7 |
| 妻 腹 | 痛 | 1 |
| 目   | 痛 | 1 |
| 子供  | 病 | 1 |

日本人(第二)

| 不  | 幸  | 5  |
|----|----|----|
| 不幸 | 手伝 | 4  |
| 家  | 事  | 25 |
| 青  | 訓  | 24 |
| 母  | 病  | 4  |
| 妻  | 病  | 2  |

第一尚和寮の日誌にのみ「勝手」が記載されており、第一尚和寮全体で六番目に多い欠勤 理由である。もし、暴力的労務管理が真実だとすれば、これほど「勝手」の件数があるの は不可思議である。証言の中には働かない朝鮮人は柱に括り付けられて見せしめにさせ られた(注19)というものがあるが、日曹天塩鉱業所に関して言えば、無断欠勤した朝鮮人に は口頭で注意することはあっても、暴力的な指導はなかったのではないだろうか。

同様に「私用」で欠勤しているのも、第一尚和寮の朝鮮人のみである。総じて言えば、 第一尚和寮に所属していた朝鮮人は多種多様な理由から欠勤していた。最後に、第一尚 和寮には「家事」の欠勤理由が24件確認できる。「家事」は日本人第二区の日誌でも25件 あるが、名前を見る限り欠勤しているのは女性である。寮に住んでいたことを考慮する と、朝鮮人の日誌に記されている者は全て男性だと考えられるので、「家事」には違和感 を覚える。この点は今後の課題としたい。

第二尚和寮の朝鮮人及び日本人第一区と第二区の日誌には、体調不良よりも怪我や家 の都合で休んでいることが判明する。日本人側の欠勤理由に「青訓」とあるのは、青年訓 練所のことと思われる。

以上、『捜検日誌』と寮の日誌を説明したが、いずれも朝鮮人労働者は怪我や病気で休 むことができていたし、職場からの途中退勤や通院も確認できた。さらに、「指痛」や「足 痛!といった些細な理由から私用による欠勤、果ては無断欠勤も多いことが本稿で初めて 判明した。また、日本人側の欠勤理由を見ると「私病」と「他行」が上位を占めており、 朝鮮人よりも圧倒的に多いことが判明した。これらが日本人の稼働率低下を招いているこ とは疑いようもない。すなわち、朝鮮人の稼働率が一般的に日本人より高い理由は、朝 鮮人の方が身体壮健で病気で休む割合が日本人よりも少なく、日本人は職場である炭鉱 を離れて別の作業をしなければならない者が多かったことが考えられる。加えて、日本人 も事故によって欠勤する者が一定数存在していたことも、一次史料から判明した。これら の点を総合的に判断すると、日曹天塩炭鉱における朝鮮人の稼働率の高さは、必ずしも 朝鮮人労働者への強制労働を証明するものではないと言える。

# 8、鉱業所からの手紙、朝鮮人労働者からの手紙

北海道博物館には、鉱業所から朝鮮人労働者の家族へ送った手紙が残されていた。こ こでは『受信綴』に保管されていたものを紹介したい。本稿第3節にて、就業中に雷管が 炸裂して朝鮮人2名が負傷し、日本人発破係が原因と誤信した朝鮮人数十人が暴行を加 える事件が、1940年9月7日に発生したことを説明した。その際、暴行に加わったことで 警察に逮捕されて数人の朝鮮人が刑務所に抑留されたが、翌年の8月12日に釈放された。 この時、日曹天塩鉱業所は4名の釈放者の父親と思われる人物に手紙を送っている。

内容は、些細な感情の行違いにより朝鮮人労働者が集団で一人の日本人に暴行を加え る事件が起きて、その際に御子息も一員に加わってしまったこと。法治国として官憲は黙 認することができず、取り調べの結果、御子息も法律の裁きに従い「処刑」された。無事 に服役を終えて釈放されたので、鉱業所は御子息を引き取った。当時の朝鮮人たちは警 官の制止も聞かなかったためやむを得ない次第であったが、鉱業所として遺憾に思って いる。御子息は身体健全なので今後は職務に忠勤し、本人も覚悟しているので鉱業所と しても指導鞭撻に遺憾なきようにするので安心してほしいこと。御子息の同僚には妻子を 呼び寄せて和楽の生活をしているので、その点もご配慮を賜りたいことが記されている。

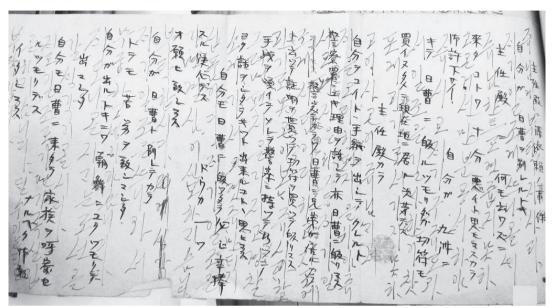
手紙は4名の親にそれぞれ直筆で送られており、『受信綴』に収められていたものは手 紙の写しと思われる。日曹天塩鉱業所が朝鮮人たちの暴動を止められなかったことを遺 憾に思い、子息が刑罰を受けざるを得なかったことを丁寧に説明している点を見ると、 朝鮮人が奴隷のように扱われていたとは思えない。

次は朝鮮人労働者からの手紙を紹介したい。『労務来翰綴』から、1944年4月25日に熊 本警察署から送られたと思われる日曹天塩鉱業所への手紙を発見した。写真 5 が該当の 手紙であるが、日本語の行間が不自然に空いていることを考慮すると、先に朝鮮人労働 者にハングルで書かせてから、熊本の警察官か日曹天塩鉱業所の職員が日本語に翻訳し て記入したと思われる。

手紙の内容を整理すると次のとおりである。何も言わずに日曹から去った朝鮮人労働 者が、日曹に戻るために熊本で切符を買おうとしたが買えなかったため警察署に行き、 事情を話した。警察からは日曹に兄弟がいることを証明してもらい、切符を買って帰る予 定であること。朝鮮に帰るために日曹を出たが、日曹に戻ったら家族を呼び寄せるつもり であること。日曹から再就職の許可を貰えなければ、労務手帳と移動証明を送って頂け

## 写真 5 脱走した朝鮮人労働者が日曹天塩鉱業所へ送った手紙

(北海道博物館にて筆者が撮影)



れば熊本の炭山で働くので早く返信をください、と締め括っている。

翻訳の精度にもよるが、文章を読む限り、この労働者は逃走したという罪の意識が希 薄であるように思える。熊本の警察署で処罰を受けた形跡も見られない。また、朝鮮に 帰るために逃走したと書いているが、手紙の後半では再就職の許可が下りなければ熊本 で働くと言っている。なぜ朝鮮へ帰るという選択肢がないのであろうか。思うに、この労 働者は炭鉱以外の職場で働くために日曹から逃走したと考えられる。金儲け目的で逃走 は成功したものの、好条件の職場に就職できなかったので日曹に戻ろうとしたが、切符 代が足りなかったので熊本警察署に救いを求めたのではないだろうか。

朝鮮人労働者からの手紙で注目したいのは、日曹天塩鉱業所へ感謝の気持ちを伝える ものが確認できたことである。二つ紹介したい。一つは「妻病気に付帰国願」という題名 の手紙で、1942年11月2日に林永馥が髙橋主任へ送ったお礼状である。「深秋の折から」 という時候の挨拶から始まる林の手紙には、日曹から朝鮮へ帰る時は、妻の病勢が良く なれば全家族を連れて日曹へ戻って働く事を考えていたと記されている。しかし、妻が 回復しなかったため、日曹に戻ることは「あきらめる外ありません」と林は残念に思い、「御 親切なる貴社御恩は一生忘れません」と日曹に感謝している。

これが強制連行されて、強制労働をさせられた労働者の手紙であろうか。林が本当に 奴隷労働者であったならば、帰郷した後に丁寧な御礼の手紙を書く必要性も動機もなかっ たはずである。この手紙一通だけでも、日曹天塩鉱業所が朝鮮人労働者に対して誠実に 接していたことが窺える。

もう一つは『労務来翰綴』に1944年5月6日付で収められていた、洪山東杓が日曹天塩 鉱業所の西森高治へ送った手紙である。扶餘警察署を通して洪山の貯金通帳が無事に届 いたことを報告し、感謝を伝える内容となっている。洪山は手紙の中で、北海道の光景 を思い出して「なつかしい感じで一杯」と語っている。

# 9、貯金通帳は帰郷後に送付されていた

ここで、朝鮮人労働者の貯金に関する考察を行いたい。従来の学説では、朝鮮人労働 者は国からは愛国貯金として、企業からは任意貯金として給与から天引きされて手元に ほとんど残らず、国と企業から搾取されていたという言説が支持されていた。この点は『歴 史認識問題研究』第13号の拙稿にて反論したが、上記の洪山書簡から、朝鮮半島到着後 に労働者の貯金通帳が送られていたことが今回の調査で判明した。つまり、朝鮮人労働 者は自身の貯金を退職後に口座から引き落とすことができたことを示している。 これは洪 山だけの特殊な事例ではない。

『職紹関係綴』 には昭和18年度に作成された公文書が残されていた。 その中に、 1943 年6月30日に日曹天塩鉱業所から稚内国民職業指導所長へ送られた「朝鮮人集団移入労務 者勤労状況等調査報告に関する件 | がある。これは1940年8月から1942年11月にかけて 日曹天塩に就労した朝鮮人労働者に関する調査であり、その中には「貯金状況内訳」とい う項目で、労働期間が「二年未満」と「三年未満」の労働者の平均貯金額が記載されている。 前者が328円に対して後者が285円と少額になっている理由として、1942年9月に契約満 期を迎えた者たちが貯金を払い下げたからだと説明している。やはり、朝鮮人労働者は 貯金を下ろすことができていたのだ。

注目すべきは、貯金の払い戻しが可能になる時期である。『本社往復文書』には、日曹 天塩鉱業所労務課から本社鉱務部へ送られた「半島人満期者再雇傭契約資金に関する件」 (1942年9月5日付) を確認できる。内容は、日曹では8月盆以降、5名の逃走者を出して おり、いずれも退職積立金以外に本人の貯金百円内外を置き去りにしていること。逃走 者の心中を考えると、満期になったが朝鮮には帰りたくないと思う一方で、炭鉱労働は嫌 なので他職場に従事しようと考えて逃走したと思われること。 貯金は自由な払い戻しは出 来ぬようにして本人に貯金通帳を一覧させてからこれを預かり、一年以内に逃走する者 は貯金を没収すること。一時帰郷者には往路分の旅費のみを支給し、復路分は帰社した 後に労働者に返納することが記されている。

この文書から読み取れることは、朝鮮人の逃走が問題となったため、鉱業所側は対策 として貯金の自由な払い戻しを禁止したという点である。これは、逃走のための資金を遮 断する目的があったと思われる。裏を返せば、1942年以前の朝鮮人労働者は、貯金をい つでも払い戻せていたということを示している。興味深い点は、「北海道事情を総合する とこの待遇はやむを得ないという実情である」と文書に記されていることである。つまり、 日曹天塩鉱業所としても不本意な判断であったことが窺えるのである。貯金の払い戻し は許可制となり、朝鮮人側から申請が来る度に審査を行わなければならないので、鉱業 所側としても余計な仕事が増えたと言えよう。では、朝鮮人が契約満期を迎えたとき、 会社が預かっていた貯金通帳はいつ返還されたのだろうか。

『労務来翰綴』に「満期帰鮮労務者の貯金通帳に関する件」(1944年4月27日)という、 忠清南道扶餘警察署長から日曹天塩鉱業所長へ送られた書簡が残されている。内容は、 本年2月に満期帰郷労務者に日曹天塩から送られてきた貯金通帳を交付したが、その中に 一人だけ受領者 (慶本辰夫 137円88銭) を見つけられなかった。本件の処分に困ってお り、未受領者の現住所を調べて教えてほしいというものである。この書簡から、日曹天塩 は契約満了で鉱業所を去る労働者には、帰郷後に各人の貯金通帳を朝鮮半島に送付して いたことが分かる。なぜ日曹天塩鉱業所は契約満期を迎えた朝鮮人労働者に対して、日 本滞在時に貯金通帳を直接手渡さなかったのか。史料が見つからないため断言はできな いが、日本で通帳を渡してしまうと朝鮮人が安心して日本国内の他職場へ移動してしまう ことを、日曹天塩鉱業所は恐れていたのではないだろうか。すなわち、朝鮮半島へ帰る はずの朝鮮人労働者が朝鮮へ帰らず、そのまま日本に不法滞在することを懸念して、労 働者の帰郷を確認した後に貯金通帳を送付していたと筆者は考える。

1958年に北海道立労働科学研究所から発行された『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』 に、茂尻鉱業所職員の座談会が収録されている。そこでは戦時中の朝鮮人労働者に関す る話もされており、契約期間が完了した朝鮮人家族12世帯から15世帯が、朝鮮半島に帰 る途中に大阪や京都で「旦那さん」だけがいなくなることがあったという。同伴していた 鉱業所の人間が心配しているのをよそに、妻や子供は「これは予定の行動で責任は一切お 宅さんの方にはありません | と言って平気な様子をしている。旦那だけが途中で逃げて、 妻やその他の家族は朝鮮に帰るという現象が起こった。労務課総務係長の太田文雄は「妻 子だけ郷里へ帰り、本人は大阪かどこかでまた金儲けして帰るというふうにあらかじめき めてあるのですね | と発言していることから、朝鮮人労働者は可能な限り日本に滞在して 金を稼ぎたかったことが窺える<sup>(註20)</sup>。日曹天塩炭鉱では、家族の危篤の知らせを受けて一 時帰郷させた朝鮮人が帰社しなかった事件や、契約満期直前で複数の朝鮮人が帰郷せず に逃走した事件が起こったことは既に説明した。こうした事件を受けて、これらの者たち は朝鮮へ帰るためではなく、より待遇の良い日本国内の職場へ行って金儲けをするため に炭鉱から出たかったのではないか、と日曹天塩鉱業所が考えても不思議ではないだろ う。貯金通帳の後日送付は、日本に不法滞在させずに速やかに朝鮮半島へ帰らせるため に、鉱業所が採った対策だったと思われる。

# 10、結びに代えて

以上、先行研究でこれまで紹介されてこなかった日曹天塩炭鉱の一次史料を紹介し、 従来の強制労働説の不備を説明した。朝鮮人労働者も日本人同様に傷病手当金を貰って おり、そこに民族差別は確認できなかった。暴力的な労務管理によって朝鮮人は仕事を 休めなかったという従来の学説も、今回発見した寮の日誌や『捜検日誌』によって否定さ れ、むしろ日曹天塩炭鉱の朝鮮人は日本人よりも多様な理由で欠勤できていたことが判 明した。朝鮮人労働者の高い稼働率は強制労働の結果ではなく、日本人のほうが病気欠 勤や他所での作業のために外出することが多かったので、相対的に朝鮮人より稼働率が 低くなったと考えられる。

また、当時の手紙を読むと、朝鮮人労働者からの感謝が綴られており、強制連行や強 制労働の片鱗を見ることさえできない。当時の朝鮮人労働者の中には、金儲けを優先的 に考えていた者が一定数存在しており、時には鉱業所と結んだ契約を反故にしてまでも 炭鉱から逃走したり、契約が満了して朝鮮半島に帰らなければならないにもかかわらず、

不法滞在をしたりして金儲けをしようとした者もいた。日曹天塩鉱業所は法治国家の企 業として、それらの取り締まりや対策を講じる必要があり、貯金の自由な払い戻しの禁止 や貯金通帳の後日送付といった手法を取らざるを得なくなった。決して、朝鮮人を差別 して奴隷的な労務管理をしたいがためにとった行動ではない。

このように、日曹天塩炭鉱に関しては研究者たちがこれまで取りあげてこなかった一次 史料が多数存在する。強制連行や強制労働のイメージが先行して、不十分な史料解説も 見受けられる。強制連行や強制労働に関する戦後の証言を全て検証し、一次史料を全て 網羅したうえで歴史を考察しなければならない。

註

- 1 在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』第53号、緑蔭書房、2023年、p.111
- 2 豊富町史編さん委員会編『豊富町史』、1986年、p.623
- 3 北海道開拓記念館編『明治初期における炭鉱の開発1 日曹炭鉱における生活と歴史』、北海道開 拓記念館、1973年、p.31
- 4 同上、p.32
- 5 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』、未来社、1965年、p.50
- 6 北海道開拓記念館前掲書、p.33
- 7 長澤秀「日曹天塩炭鉱と朝鮮人強制連行」(所収:『在日朝鮮人史研究』第24号、1994年、p.61)
- 8 北海道開拓記念館前掲書、p.35
- 9 長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集 I 東日本編』、緑蔭書房、1996年、p.257
- 10 戦後補償問題研究会編『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』(明石書店、1991年)の214頁では、同契 約証を「期間満了者に対する再契約證」として紹介しているが、これでは会社側が朝鮮人労働者に 結ばせた契約証だと勘違いしてしまうだろう。説明文にも「粗末なワラ半紙で会社側が用意してい たものとみられる」とあり、誤解を招く内容であると言わざるを得ない。
- 11 同上、p.220
- 12 同上、p.231~232
- 13 戦後補償問題研究会編『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』(明石書店、1991年)では「妻病気に付帰 国願」を紹介しているが、手紙の内容を説明していない。
- 14 外村大『朝鮮人強制連行』、岩波新書、2012年、p.128,149
- 15 山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』、岩波書店、2005年、p.196
- 16 同上、p.187~188
- 17 同上、p.184~187
- 18 『近代日本炭鉱労働史研究』(草風館、1984年) の著者であり、日本大学名誉教授である田中直樹 氏よりご教授いただいた。
- 19 山田昭次・古庄正・樋口雄一前掲書、p.188
- 20 北海道立労働科学研究所編『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』、北海道立労働科学研究所、1958 年、p.19